

# 安全及び服務規律

有限会社ぜん

**第一条 旅客自動車運送事業者は、乗務員が事業用自動車の運行の安全の確保のために遵守すべき事項及び乗務員の服務についての規律を定める。**

イ) 旅客自動車運送事業の事業用の自動車の運転者、車掌その他の乗務員は、事業用の自動車の運行を中断し、又は旅客が死傷したときは、当該旅客自動車運送事業者とともに、第18条第一項若しくは第19条の各号に掲げる事項を実施しなければならない。この場合において、旅客の生命を保護する為の処置は、他の処置に先んじてしなければならない。

ロ) 前項の乗務員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- 1 第52条各号に掲げる物品（同条ただし書の規定によるものを除く。）を旅客の現存する事業用自動車内に持ち込むこと。
- 2 酒気を帯びて乗務すること。
- 3 旅客の現存する事業用自動車内で喫煙すること。
- 4 運行時刻前に出発すること。
- 5 旅客の現存する自動車の走行中職務を遂行する為に必要な事項以外の事項について話をすること。

ハ) 前項の乗務員は、旅客が事業用自動車内において法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするときは、これを制止し、又は必要な事項を旅客に指示する等の処置を講ずることにより、運送の安全を確保し、及び事業用自動車内の秩序を維持するように努めなければならない。

**第二条（運転者） 旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。**

イ) 乗務しようとする事業用自動車の日常点検をし、又はその確認をすること。

ロ) 乗務しようとするとき及び乗務を終了したときは、当該旅客自動車運送事業者が行う点呼を受け、第24条に規定する報告をすること。

ハ) 疾病、疲労、飲酒その他の理由により安全な運転をする事が出来ない恐れがあるときは、その旨を当該旅客自動車運送事業者に申し出ること。

ニ) 旅客の現存する事業用自動車の運行中当該自動車の重大な故障を発見し、又は重大な事故が発生する恐れがあると認めたときは、直ちに、運行を中止すること。

ホ) 坂道において事業用自動車から離れるとき及び安全な運行に支障がある箇所を通過するときは、旅客を降車させること。

- へ) 踏み切りを通過するときは、変速装置を操作しないこと。
- ト) 事業用自動車の故障等により踏切内で運行不能となったときは、速やかに旅客を誘導して退避させるとともに、列車に対し適切な防護処置をとること。
- チ) 乗務を終了したときは、交替する運転者に対し、乗務中の当該の自動車、道路及び運行状況について通告すること。この場合において、乗務する運転者は、当該自動車の制動装置、走行装置その他の重要な部分の機能について点検すること。
- リ) 第 25 条の乗務記録をもらさず記録すること。(チャート紙含む。)
- ヌ) 運転操作に円滑を欠く恐れがある服装をしないこと。
- ル) 発車は原則として車掌の合図によって行うこと。
- オ) 発車の直前に安全の確認が出来た場合を除き警音器ならすこと。
- ワ) 警報装置の設備がない踏切又は踏切り警手が配置されていない踏切を通過しようとするときは、車掌の誘導を受けること。
- カ) 自動車を後退させようとするときは、車掌の誘導を受けること。

**第三条 (車掌) 旅客自動車運送事業者の自動車に乗務する車掌(介護員)は乗務中次に掲げる事項を遵守しなければならない。**

- ア) 警報装置の設備がない踏切又は踏切り警手が配置されていない踏切を通過しようとするときは、踏切前で降車し、運行の安全を確認して運転者を誘導すること。
- イ) 事業用自動車の故障等により踏切内で運行不能となったときは、速やかに、旅客を誘導して退避させるとともに、列車に対し適切な防護処置をとること。
- ウ) 事業用自動車を後退させようとするときは、降車し、路肩又は障害物との間隔及び路面その他の道路の状況を運転者に通告すると共に誘導すること。
- エ) 発車の合図は、旅客の安全及び事業用自動車の左側に、その運行に支障がないことを確認し、かつ、乗降口の扉を閉じた後に行うこと。
- オ) 乗降口の扉は、停車前に旅客の乗降のために開かないこと。
- カ) 車掌(介護)の業務の実施に円滑を欠く恐れがある服装をしないこと。

**備考**

第 18 条第一項 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運行を中断したときは、当該自動車に乗車している旅客のために、次の各号に掲げる事項に関して適切な処置をしなければならない。

- ① 旅客の運送を継続すること。
- ② 旅客を出発地まで送還すること。
- ③ 前各号に掲げるもののほか、旅客を保護すること。

第 19 条 旅客自動車運送事業者は、天災その他の事故により、旅客が死亡し、又は負傷したときは、次の各号に掲げる事項を実施しなければならない。

- ① 死傷者のあるときは、速やかに応急手当その他の必要な処置を講ずること。
- ② 死者又は重傷者のあるときは、速やかに、その旨を家族に通知すること。
- ③ 遺留品を保管すること。
- ④ 前各号に掲げるものの他、死傷者を保護すること。

第 52 条 物品の持込制限

第 24 条 旅客自動車運送事業者は、乗務しようとする運転者に対して対面(運行上やむを得ない場合は電話その他の方法)により点呼を行い、次の各項に掲げる事項について報告を求め、事業用自動車の運行の安全を確保する為に必要な指示を与えなければならない。

**施行期日** この規律は 2004 年 3 月 10 日から施行する。